

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2024年11月29日

【発行者の名称】

リサイクルテック・ジャパン株式会社
(Recycle Tech Japan CORPORATION)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 高取 美樹

【本店の所在の場所】

愛知県名古屋市港区幸町一丁目46番地1

【電話番号】

(052) 355-9888 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役統括管理部長 伊東 謙

【担当J-Adviserの名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-Adviser財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

(03) 5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

リサイクルテック・ジャパン株式会社

<https://www.r-t-j.co.jp/>

株式会社 東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自 2023年3月1日 至 2023年8月31日	自 2024年3月1日 至 2024年8月31日	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日
売上高 (千円)	1,811,003	1,376,106	4,166,428	3,463,989
経常利益 (千円)	145,555	34,714	901,812	283,524
中間（当期）純利益 (千円)	85,290	36,747	556,713	176,663
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	77,518	77,518	77,518	77,518
発行済株式総数 (株)	6,090	1,218,000	6,090	1,218,000
純資産額 (千円)	533,856	648,579	491,007	625,230
総資産額 (千円)	1,844,457	1,905,123	2,153,641	1,746,579
1株当たり純資産額 (円)	438.31	532.50	403.13	513.33
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	6,969.00 (—)	11.00 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	70.02	30.17	457.07	145.04
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.9	34.0	22.8	35.8
自己資本利益率 (%)	16.6	5.8	261.8	31.7
株価収益率 (倍)	—	29.4	—	—
配当性向 (%)	—	—	7.6	7.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△69,619	347,329	956,212	△121,434
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△10,150	△6,689	△17,997	△17,219
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△166,588	40,304	△421,206	△242,622
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	850,786	1,096,814	1,097,144	715,869
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	70 (113)	76 (71)	67 (94)	72 (115)

（注1）当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度又は中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

（注2）持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

（注3）1株当たり配当額及び配当性向について、第21期中及び第22期中は中間配当を行っていないため記載しておりません。

（注4）潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益について、第20期、第21期中及び第21期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、第22期中は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注5）株価収益率について、第20期、第21期中及び第21期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

（注6）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

（注7）特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第20期及び第21期の財務諸

表については監査法人コスモスの監査を、第21期中の中間財務諸表については監査法人コスモスの中間監査を受けております。また、第22期中の中間財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

(注8) 2024年2月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株あたり中間(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年8月31日現在

従業員数(人)	76 (71)
---------	---------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) 当社は、リサイクル・リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化に伴って経済の自立的循環メカニズムが整い、穏やかな回復基調となりました。過去最高を更新した企業業績や積極的な設備投資等、企業部門は全体として好調さを維持しました。また、完全失業率が低位で推移、春季労働交渉での賃上率が高水準になる等、労働需給は引き締まった状態が続いています。その一方で、名目賃金や所得の伸びが物価上昇に追いつかない状況となっており、力強さを欠く個人消費、急速な円安の進行を要因としたコストプッシュ型物価上昇懸念による消費者マインドの委縮、地震や台風等の自然災害、自動車メーカーの型式指定認証の不正問題等の外生的ショック等が経済成長率を下押しする事態となっております。

こうした状況の下、当社におきましては、パチンコホールスマート遊技機（スマパチ、スマスロ）導入による廃棄物の回収増加を期待しましたが、同業他社との間における価格競争が激化し、合わせて廃棄物の回収状況も厳しくなりつつあります。

これらの結果、売上高は1,376,106千円（前年同期比24.0%減少）、営業利益は33,389千円（同74.0%減少）、経常利益は34,714千円（同76.2%減少）、中間純利益は36,747千円（同56.9%減少）となっております。

なお、当社は、遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,096,814千円（前事業年度末比380,944千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は347,329千円となりました。主な増加要因は売上債権の減少額111,543千円、法人税等の還付額96,073千円、仕入債務の増加額53,788千円、未収消費税等の減少額37,744千円、税引前中間純利益の計上34,714千円、減価償却費25,304千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6,689千円となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出22,736千円等によるものであり、増加要因は定期預金の払戻による収入20,039千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は40,304千円となりました。増加要因は長期借入れによる収入200,000千円によるものであり、主な減少要因は長期借入金の返済による支出137,501千円、配当金の支払額13,398千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次の通りであります。

区分	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	前年同期比(%)
遊技機リサイクル・リユース (千円)	1,132,282	76.7
その他 (千円)	21,663	83.1
合計 (千円)	1,153,945	76.8

(2) 受注実績

当社が行う事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次の通りであります。

区分	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	前年同期比(%)
遊技機リサイクル・リユース (千円)	1,352,868	75.6
その他 (千円)	23,238	102.9
合計 (千円)	1,376,106	76.0

(注1) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)		当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
㈱サンセイアールアンドディ(注2)	—	—	143,787	10.5
㈱NCポリマー(注3)	183,709	10.1	—	—

(注2) 前中間会計期間における㈱サンセイアールアンドディに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

(注3) 当中間会計期間における㈱NCポリマーに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報を公表した2024年5月31日以降、当中間発行者情報提出日までにおいて、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

前事業年度の発行者情報を公表した2024年5月31日以降、当中間発行者情報提出日までにおいて、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年5月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2024年5月28日に上場いたしました。当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当

該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる

事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社の主な研究開発活動は、当社独自の廃プラスチックのリサイクル・リユース処理方法の改善・確立等であり、当中間会計期間における主な研究開発実績は、次の通りであります。

なお、当社は、遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

① プラスチック加工開発についての研究

当社の主力である廃棄遊技機から得られるプラスチックの高度な再資源化を目指し、破碎技術・加工技術の確立、品質向上の研究を行っております。

② トナーカートリッジ開発についての研究

埋立処分が主力となっている廃トナーカートリッジについて、部品リサイクル・リユースに向けた処理開発技術の研究を行っております。

③ ソーラーパネルリユース開発についての研究

太陽光パネルの大量廃棄の到来を見据え、リサイクル・リユース利用のための判別・仕分け、リユース利用するための発電能力等の実証実験研究等取り組んでおります。

なお、当中間会計期間における研究開発費の総額は6,968千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は1,459,657千円で、前事業年度末に比べ135,903千円増加しております。主な増加要因は現金及び預金の増加360,920千円等、主な減少要因は未収還付法人税等の減少96,073千円、売掛金の減少67,204千円、電子記録債権の減少44,338千円、未収消費税等の減少37,744千円等であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は445,466千円で、前事業年度末に比べ22,641千円増加しております。主な増加要因は繰延税金資産の増加21,517千円等であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は545,135千円で、前事業年度末に比べ103,345千円増加しております。主な増加要因は買掛金の増加53,788千円、1年内返済予定の長期借入金の増加24,715千円、未払法人税等の増加19,278千円等であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は711,408千円で、前事業年度末に比べ31,849千円増加しております。主な増加要因は長期借入金の増加37,784千円等であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は648,579千円で、前事業年度末に比べ23,349千円増加しております。増加要因は中間純利益36,747千円の計上による利益剰余金の増加、減少要因は剰余金の配当13,398千円による利益剰余金の減少であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の予定はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年11月29日)	上場金融商品取所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,782,000	1,218,000	1,218,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	2,782,000	1,218,000	1,218,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

第3回新株予約権 (2022年10月31日 株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (2024年 8 月31日)	公表日の前月末現在 (2024年10月31日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注1、4)	60,000 (注4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	940 (注2、4)	940 (注2、4)
新株予約権の行使期間	自 2024年12月 1 日 至 2032年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 940 (注3、4) 資本組入額 470 (注3、4)	発行価格 940 (注3、4) 資本組入額 470 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時にいずれかの金融取引所に上場しており、当社または当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することできない。 ③各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転（以下、総省として「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

- (注2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額は、次の算式により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。
発行当初の行使価額は、新株予約権当たり金188,000円とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- (注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (注4) 2024年1月26日開催の臨時取締役会決議により、2024年2月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月1日～ 2024年8月31日	－	1,218,000	－	77,518	－	2,518

(6) 【大株主の状況】

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
高取 美樹	名古屋市瑞穂区	729,900	59.93
山口 直彦	名古屋市緑区	220,000	18.06
松尾 直樹	名古屋市北区	70,000	5.75
山口 昭彦	名古屋市熱田区	50,000	4.11
岡田 光男	名古屋市熱田区	50,000	4.11
名古屋中小企業投資育成㈱	名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号	40,000	3.28
山口 玲奈	三重県松阪市	20,000	1.64
藤田 菜美	名古屋市瑞穂区	20,000	1.64
山口 まどか	名古屋市緑区	10,000	0.82
山口 郁子	名古屋市熱田区	8,000	0.66
計	—	1,217,900	99.99

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,218,000	12,180	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,218,000	—	—
総株主の議決権	—	12,180	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高	—	—	886	—	—	—
最低	—	—	886	—	—	—

（注1）最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

（注2）当社株式は2024年5月28日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。なお、2024年6月から2024年8月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日以降、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1997年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間会計期間(2024年3月1日から2024年8月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月 29 日)	当中間会計期間 (2024年 8 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	735,893	1,096,814
売掛金	※ 1 291,318	※ 1 224,114
電子記録債権	※ 1 75,653	※ 1 31,314
製品	12,466	26,500
原材料及び貯蔵品	58,815	57,185
未収還付法人税等	96,073	—
未収消費税等	37,744	—
前払費用	20,455	24,093
その他	480	821
貸倒引当金	△5,145	△1,187
流動資産合計	1,323,754	1,459,657
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	117,341	116,465
構築物（純額）	7,381	6,360
機械及び装置（純額）	135,690	138,200
車両運搬具（純額）	12,183	9,738
工具、器具及び備品（純額）	14,564	18,273
リース資産（純額）	15,176	12,051
建設仮勘定	—	385
有形固定資産合計	※ 2 302,336	※ 2 301,475
無形固定資産		
ソフトウェア	9,268	8,555
その他	1,180	1,180
無形固定資産合計	10,448	9,735
投資その他の資産		
長期前払費用	2,380	2,080
保険積立金	26,219	29,396
敷金及び保証金	61,361	61,350
繰延税金資産	19,315	40,832
その他	762	594
投資その他の資産合計	110,040	134,255
固定資産合計	422,825	445,466
資産合計	1,746,579	1,905,123

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月 29 日)	当中間会計期間 (2024年 8 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	61,444	115,232
1 年内返済予定の長期借入金	221,759	246,474
リース債務	6,658	6,042
未払金	98,327	96,297
未払費用	22,632	31,055
未払法人税等	193	19,472
未払消費税等	—	※ 3 3,807
契約負債	8,710	7,279
預り金	7,595	5,007
賞与引当金	13,918	13,918
その他	550	550
流動負債合計	441,790	545,135
固定負債		
長期借入金	592,025	629,809
リース債務	10,109	7,275
退職給付引当金	30,634	32,439
資産除去債務	34,034	34,054
その他	12,755	7,829
固定負債合計	679,558	711,408
負債合計	1,121,348	1,256,544
純資産の部		
株主資本		
資本金	77,518	77,518
資本剰余金		
資本準備金	2,518	2,518
資本剰余金合計	2,518	2,518
利益剰余金		
利益準備金	5,462	6,801
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	539,731	561,740
利益剰余金合計	545,193	568,542
株主資本合計	625,230	648,579
純資産合計	625,230	648,579
負債純資産合計	1,746,579	1,905,123

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)		当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	
売上高		1,811,003		1,376,106
売上原価	※2	1,489,198	※2	1,126,167
売上総利益		321,804		249,938
販売費及び一般管理費	※1、2	193,430	※1、2	216,549
営業利益		128,374		33,389
営業外収益				
受取利息及び配当金		13		83
受取賃借料		3,498		6,248
受取手数料		2,727		76
保険解約返戻金		15,724		—
その他		463		703
営業外収益合計		22,427		7,112
営業外費用				
支払利息		4,110		4,983
支払保証料		1,115		391
その他		20		413
営業外費用合計		5,246		5,787
経常利益		145,555		34,714
特別損失				
固定資産除却損		15,195		—
特別損失合計		15,195		—
税引前中間純利益		130,359		34,714
法人税、住民税及び事業税		31,805		19,484
法人税等調整額		13,263		△21,517
法人税等合計		45,069		△2,032
中間純利益		85,290		36,747

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他	利益剰余金 合計		
					利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	77,518	2,518	2,518	1,218	409,752	410,970	491,007	491,007
当中間期変動額								
剰余金の配当					△42,441	△42,441	△42,441	△42,441
利益準備金の積立				4,244	△4,244	－	－	－
中間純利益					85,290	85,290	85,290	85,290
当中間期変動額合計	－	－	－	4,244	38,604	42,848	42,848	42,848
当中間期末残高	77,518	2,518	2,518	5,462	448,357	453,819	533,856	533,856

当中間会計期間（自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他	利益剰余金 合計		
					利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	77,518	2,518	2,518	5,462	539,731	545,193	625,230	625,230
当中間期変動額								
剰余金の配当					△13,398	△13,398	△13,398	△13,398
利益準備金の積立				1,339	△1,339	－	－	－
中間純利益					36,747	36,747	36,747	36,747
当中間期変動額合計	－	－	－	1,339	22,009	23,349	23,349	23,349
当中間期末残高	77,518	2,518	2,518	6,801	561,740	568,542	648,579	648,579

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	130,359	34,714
減価償却費	32,969	25,304
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,623	△3,958
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△3,000	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,561	1,805
受取利息及び受取配当金	△13	△83
支払利息	4,110	4,983
固定資産処分損益 (△は益)	15,195	—
売上債権の増減額 (△は増加)	41,333	111,543
棚卸資産の増減額 (△は増加)	9,149	△12,404
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△6,768	37,744
仕入債務の増減額 (△は減少)	57,475	53,788
未払金の増減額 (△は減少)	△12,146	△1,610
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△63,947	3,807
その他	△7,713	786
小計	196,942	256,419
利息及び配当金の受取額	12	68
利息の支払額	△3,938	△5,037
法人税等の支払額	△262,635	△193
法人税等の還付額	—	96,073
営業活動によるキャッシュ・フロー	△69,619	347,329
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	42,211	20,039
定期預金の預入による支出	△60,000	—
有形固定資産の取得による支出	△21,803	△22,736
保険積立金の解約による収入	32,635	—
その他	△3,193	△3,992
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,150	△6,689
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	50,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△161,684	△137,501
長期未払金の返済による支出	△8,299	△5,345
リース債務の返済による支出	△4,162	△3,450
配当金の支払額	△42,441	△13,398
財務活動によるキャッシュ・フロー	△166,588	40,304
現金及び現金同等物の換算差額	—	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△246,358	380,944
現金及び現金同等物の期首残高	1,097,144	715,869
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 850,786	※ 1,096,814

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

先入先出法による原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	2～24年
構築物	2～15年
機械及び装置	15～17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における使用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に対応する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務（中間期末自己都合退職金要支給額）に基づき、計上しております。計算方法は簡便法を使用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点においては、以下に記載の通りであります。

(1) 処分売上

主に廃棄されるパチンコ台やパチスロ台等の回収・処分に係る収益であり、回収時に履行義務が充足されることから、当該時点において収益を認識しております。

(2) 部品取り作業売上

メーカーから部品取り作業委託を受け当社がホール等から購入、もしくはメーカーがホールの新台入

替等で下取りした廃棄遊技機の部品取り作業が完了した時点において収益を認識しています。

(3) リサイクル・リユース品販売売上

ホール等から購入した廃棄遊技機やメーカーより入荷した遊技機等を解体し、出荷した時点において収益を認識しています。

(4) 再販売上

メーカーから回収の依頼があった遊技機についてホールから購入した遊技機を検品しメーカーに報告した後、所有権が譲渡された時点において収益を認識します。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「未収消費税等の増減額（△は増加）」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた△14,482千円は、「未収消費税等の増減額（△は増加）」△6,768千円及び「その他」△7,713千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

- ※1 売掛金及び電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「（収益認識関係） 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

- ※2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当中間会計期間 (2024年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	403,702千円	425,653千円

- ※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
給料及び賞与	68,976千円	78,724千円
役員報酬	49,380	45,120
退職給付費用	2,632	3,039
支払手数料	17,423	33,541
減価償却費	2,438	2,631
貸倒引当金繰入額	△1,623	△3,958

※2 減価償却実施額は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
有形固定資産	30,528千円	23,597千円
無形固定資産	2,440	1,707

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	6,090	—	—	6,090
合計	6,090	—	—	6,090

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出 会社	第3回新株予約権 (ストックオプションとしての新株 予約権) (注)	普通株式	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

(注) スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月30日 定時株主総会	普通株式	42,441	6,969	2023年2月28日	2023年5月31日

(注) 2024年2月20日付で普通株式1株を200株に分割しております。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	1,218,000	—	—	1,218,000
合計	1,218,000	—	—	1,218,000

(注) 2024年2月20日付で普通株式1株を200株に分割しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出 会社	第3回新株予約権 (ストックオプションとしての新株 予約権)(注)	普通株式	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

(注) スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	13,398	11	2024年2月29日	2024年5月31日

(注) 2024年2月20日付で普通株式1株を200株に分割しております。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
現金及び預金勘定	900,810千円	1,096,814千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△50,023	—
現金及び現金同等物	850,786	1,096,814

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産、無形固定資産

主として、車両運搬具及びソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

(重要な会計方針)「3. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載の通りです。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2024年2月29日）

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	813,784	804,169	△9,614
負債計	813,784	804,169	△9,614

当中間会計期間（2024年8月31日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	876,283	864,721	△11,561
負債計	876,283	864,721	△11,561

(注)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年2月29日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	804,169	—	804,169
負債計	—	804,169	—	804,169

当中間会計期間（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	864,721	—	864,721
負債計	—	864,721	—	864,721

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
売上原価	一千円	一千円
販売費及び一般管理費	—	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員53名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株
付与日	2022年11月30日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りです。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2024年12月1日 至 2032年10月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第3回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	60,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	60,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	940
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. スtock・オプションの公正な評価額の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる当社の株式価値は、純資産価額方式及びディスカунテッド・キャシ

ュ・フロー方式との併用により算出しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当中間会計期間末における本源的価値の合計額及び当中間会計期間において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当中間会計期間末における本源的価値の合計額（注）	－千円
当中間会計期間において権利行使された本源的価値の合計額	－千円

（注）当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当社は事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
期首残高	28,358千円	34,034千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	－
時の経過による調整額	2,203	19
見積の変更による調整額	5,404	－
資産除去債務の履行による減少額	△1,932	－
中間期末（期末）残高	34,034	34,054

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2023年3月1日 至 2023年8月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	リサイクル・リユース事業	計	
(1)遊技機リサイクル・リユース	1,788,416	1,788,416	1,788,416
(2)その他	22,587	22,587	22,587
顧客との契約から生じる収益	1,811,003	1,811,003	1,811,003
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,811,003	1,811,003	1,811,003

当中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	リサイクル・リユース事業	計	
(1)遊技機リサイクル・リユース	1,352,868	1,352,868	1,352,868
(2)その他	23,238	23,238	23,238
顧客との契約から生じる収益	1,376,106	1,376,106	1,376,106
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,376,106	1,376,106	1,376,106

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度		当中間会計期間	
	期首残高	期末残高	期首残高	中間期末残高
顧客との契約から生じた債権	444,689	366,971	366,971	255,428
契約負債	12,164	8,710	8,710	7,279

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間については、履行義務に関して、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2022年3月1日 至 2023年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	遊技機リサイクル・リユース	その他	合計
外部顧客への売上高	1,788,416	22,587	1,811,003

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)NCポリマー	183,709	リサイクル・リユース事業

当中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	遊技機リサイクル・リユース	その他	合計
外部顧客への売上高	1,352,868	23,238	1,376,106

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)サンセイアールアンドディ	143,787	リサイクル・リユース事業

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次の通りです。

	前事業年度 (2024年 2 月 29 日)	当中間会計期間 (2024年 8 月 31 日)
1 株当たり純資産額	513円33銭	532円50銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	625, 230	648, 579
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	625, 230	648, 579
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	1, 218, 000	1, 218, 000

	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日)
1 株当たり中間純利益	70円02銭	30円17銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	85, 290	36, 747
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	85, 290	36, 747
普通株式の期中平均株式数 (株)	1, 218, 000	1, 218, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まなかった潜在株式の概要	2022年10月31日株主総会決議の第 3 回新株予約権 普通株式 60, 000株 これらの詳細については、 「第 6 【経理の状況】 1 【中間財務諸表等】 (1) 【中間財務諸表】 (ストック・オプション等関係) に記載の通りです。	同左

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、期中取引価格が 886 円であり、新株予約権の行使価格である 940 円を下回っているため希薄化効果を有しておりません。

(注 2) 2024 年 2 月 20 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株あたり純資産額及び 1 株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

リサイクルテック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリサイクルテック・ジャパン株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第22期事業年度の中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、リサイクルテック・ジャパン株式会社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。